

目 次

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則		
第1節 計画の目的		南海-1
第2節 基本方針	第1項 避難対策の早期実施（施設整備の可否確認）	南海-2
	第2項 広域防災体制の確立	南海-3
	第3項 計画的かつ早急な予防対策の推進	南海-3
	第4項 南海トラフ地震の時間差発生による災害拡大の防止	南海-4
	第5項 外力レベルに応じた対策	南海-4
第3節 被害想定	第1項 南海トラフ地震における自然現象の予測	南海-5
	第2項 南海トラフ地震における被害想定	南海-8
第4節 防災関係機関の業務大綱		南海-9
第2章 災害対策組織の設置等		
第1節 災害対策組織の設置	第1項 市災対本部等の設置基準と配備体制	南海-10
第2節 災害対策組織の組織及び運営	第1項 災害対策組織の組織及び運営	南海-12
	第2項 市災対本部等の設置場所	南海-12
	第3項 夜間・休日発災時の本部機能の確保	南海-12
第3節 動員配備計画	第1項 動員配備体制	南海-14
	第2項 職員の参集基準	南海-14
第3章 地震発生時の応急対策等		
第1節 地震発生時の応急対策	第1項 情報の収集・伝達	南海-15
	第2項 施設の緊急点検・巡視	南海-17
	第3項 二次災害の防止	南海-17
	第4項 救助・救急・消火・医療活動	南海-17
	第5項 物資調達	南海-18
	第6項 輸送活動	南海-18
	第7項 保健衛生、防疫、ごみ・がれきの処理活動	南海-18
第2節 資機材、人員等の配備手配	第1項 物資等の調達手配	南海-19
	第2項 人員の配置	南海-19
	第3項 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	南海-19
第3節 他機関に対する応援要請		南海-20
第4節 自衛隊の災害派遣要請	第1項 自衛隊の災害派遣	南海-21
第4章 津波の防護及び避難対策計画		
第1節 津波からの防護のための施設の整備等		南海-22
第2節 津波に関する情報の伝達等		南海-22
第3節 避難対策計画	第1項 地域住民等の避難行動等	南海-23
	第2項 避難対策の早期実施	南海-23
	第3項 意識の普及啓発	南海-24
	第4項 乗客等の避難誘導等	南海-24
第4節 市の施設等に関する対策	第1項 市の施設に関する対策	南海-25
	第2項 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定か	南海-25

		つ多数の者が出入りする関係施設	
	第3項	施設の安全性を踏まえた措置	南海-25
第5章 避難対策			
第1節	避難情報の伝達計画	第1項 避難指示の基準	南海-26
		第2項 避難指示の周知	南海-26
第2節	避難対策計画	第1項 避難指示地区の広報	南海-27
		第2項 住民への周知	南海-27
		第3項 指定避難所の開設	南海-28
		第4項 指定避難所の運営管理	南海-28
		第5項 要配慮者対策	南海-28
		第6項 避難場所での救護	南海-28
第3節	市の施設に関する対策	第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設	南海-29
		第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	南海-30
		第3項 工事中の建築等に対する措置	南海-30
第6章 時間差発生等(南海トラフ地震臨時情報発表時)における円滑な避難の確保等			
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	第1項 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	南海-34
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	第1項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等	南海-35
		第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知	南海-36
		第3項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	南海-36
		第4項 災害応急対策をとるべき期間等	南海-36
		第5項 避難対策等	南海-36
		第6項 消防機関等の活動	南海-37
		第7項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の防災関係機関の業務大綱	南海-37
		第8項 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	南海-37
		第9項 滞留旅客等に対する措置	南海-37
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	第1項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、災害対策本部等の設置等	南海-38
		第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知	南海-38
		第3項 災害応急対策をとるべき期間等	南海-38
		第4項 市のとるべき措置	南海-39
第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項			
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	第1項 避難地の整備	南海-41
		第2項 避難路の整備	南海-41
		第3項 消防用施設の整備等	南海-42
		第4項 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	南海-43

	第5項 通信施設の整備	南海-43
	第6項 その他	南海-43
第8章 防災訓練計画		
第1節 防災訓練計画		南海-44
第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		
第1節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第1項 地震防災教育及び広報	南海-45
	第2項 市職員に対する教育	南海-45
	第3項 住民等に対する教育	南海-46
	第4項 その他の関係者に対する教育	南海-46
	第5項 災害相談窓口の設置	南海-47
	第6項 帰宅困難者対策	南海-47
第10章 地震・津波減災計画		
第1節 減災目標		南海-49
第2節 目標達成のための取り組み		南海-50
第3節 具体的な減災対策	第1項 地域防災力の向上	南海-51
	第2項 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保	南海-54
	第3項 外部空間における安全確保対策の充実	南海-55
	第4項 津波対策の推進	南海-57
	第5項 被災者の救助・救命対策	南海-59
	第6項 防災体制の充実、広域連携体制の確立	南海-59
第4節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について		南海-62